予　定
平成26年3月末時点

担当課（　農政課　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	農業振興基本指針	市が考える 市民等への影響	・都市部の農業においては、市民と生産者の調和を最優先に考えている。 ・「新鮮な農作物の消費者への供給」、「自然空間や緑地としての景観面で人々に対する安らぎと潤いの供給」、「市民が土に触れる機会の提供」、「災害時の避難場所となるオープンスペース」、「子どもたちの自然教育や食育の機会」といった農業や農地の機能が十分に発揮される事が必要と考えている。
名称	流山市農業振興基本指針		
概要	・都市型農業の特性と可能性を踏まえた農業施策の方向性を示すもの。 ・地理的な特性（消費地の中にある農業、多角的な農業経営等）や、農業を取り巻く環境変化による影響（放射能汚染による影響、TX（つくばエクスプレス）沿線開発による影響）等を踏まえ、流山市の農業における課題を整理したうえで、今後の流山市の農業振興を図るために必要な個別施策等を整理するもの。 ・流山市農業の現状と課題の整理　⇒　整理された課題への対応＝農業振興基本指針		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第5条第2項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について（予定）

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	□	審議会等				（1）目的 パブリックコメント・・・策定（案）を補完する事項の聴取 農業生産動向アンケート・・・市内農業者の現状と今後の意向についての確認 農業アンケート・・・市民の農業に対する基本的な考え方の確認 （2）理由 ・パブリックコメント手続きは、市が策定した（案）に対しての意見聴取の手法として定着しているため。 ・農業者に対する直接郵送方式のアンケートは、多くの農業者の生産動向を確認するには、農家回覧式アンケート等に比べ、プライバシーの保護と公正性の保持と高い回収率が期待できるため。 ・電子申請システムを利用した市民アンケートは、回答者の負担軽減（時間に制限もなく気軽に回答できる）が期待できることと、実施にあたっての費用が不要でかつ集計が容易であるため。
	■	パブリックコメント手続	H26年2月1日～	農業を含めた市内産業に関心のある市民		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他	H25年8月1日～8月31日	農業委員選挙人名簿登録者（861名）	農業生産動向アンケート	
	■	その他	H25年8月9日～9月9日	農業を含めた市内産業に関心のある市民	農業アンケート	

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成24年度		平成25年度												平成26年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
						農業生産動向アンケート						パブリックコメント			
						農業アンケート									